

宇佐市リサイクル推進団体 登録及び報奨金の交付について

ごみの減量と資源の有効活用を図るため、リサイクル推進団体に対して報奨金を交付します。

- ① 団体の登録
- ・登録申請書
 - ・活動計画書（年間3回以上）
 - ・構成員名簿（20世帯以上） を生活環境課へ提出。

※代表者や振込口座の変更時は、変更届の提出をお願いします。

- ② 団体にて資源物を集める
- ・古紙類：新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ
 - ・缶 類：スチール、アルミ
 - ・びん類
 - ・布 類

- ③ 登録業者に資源物の引き取りを依頼

登録業者	所在地	連絡先
(有)丸義産業	長洲	38-4668
共栄九州(株) ※旧溝江商店	西大堀	38-4151
平山産業(株)	中津市三光森山	0979-43-5570
(有)恵上商店	中津市大字福島	0979-32-8116

- ④ 生活環境課に報奨金を申請・請求
- ・申請書
 - ・業者から受け取った資源物の計量伝票（正本）
 - ・請求書（「日付」「番号」は空白にして） を提出。

申請の締切日：回収活動を行った月の翌月末

報償金の対象：古紙類のみ（1kg当たり3円）

お願い 3月回収分は3月中に申請をお願いします。

- ⑤ 交付決定通知書の受け取り（郵送）
- ⑥ 申請日の翌月中旬に登録口座へ振り込まれます。

お問い合わせ先：

宇佐市役所 生活環境課リサイクル推進係

Tel. 0978-27-8133（直通）